

上

9

7 3
4364
1



門保
4364
卷一

大石猪十郎久敬著述

初

改正
補訂
地方凡例錄

見山樓藏版

見山樓藏版

改正補訂地方凡例錄序

百鎰之兼金藏之於不牢之庫使無恒之人而監守之雖未亡失鄰人必為疑矣三歲之孩兒立之不測之淵使無操之人而傳附之雖未墜弱父母必為憂矣思理若此當疑且憂人之情也收民之官練熟故事勿職整務特執公平能在於恩威並施夫恩威者刑賞之一也此二者天下大器古今鴻寶何惟百鎰之兼金三歲之孩兒乎由是觀之堤封治下不可委之於無恒無操之手固也昔者君子不疑十萬師旅性命之所關係而疑一赤子未得其安所今者君子不憂再三衆庶建白之所根柢而憂一高貴之未縱其逸欲達人解士有見于此所以商議亶論至於絮叨也嗚呼大

五十四

器鴻寶豈無不因於可疑而疑可憂而憂者乎哉天保中濱松侯水野忠邦當路一時使朝野之士不言謝世與現存者獻其著述此書初出於世全曰于先友高崎儒實松田多輔應余懇索貺贈此書嘗曰吾藩郡宰大石久敬字士恭踰巖華通稱猪十郎者之所著也其人於余為先輩蚤以循吏聞寬政甲寅七月殁年七十四其書十五卷追加一卷總十六卷十二卷以下未全脫稿幸存目錄可以知其梗概濱松侯惜其不全使其臣小田切敏告于余曰今請以君之學殖因此序次而續之以為完備則不啻裨益於後進士恭之業將不孤請勿固辭補緝遺漏猶鄭洪滌於社岐公之通典豈不君子成久之美之事我耕先是有類例筆記今例小錄

等之諸著編輯之意與士恭同欲使通籍之士練熟故事自作循吏矣獨奈康成歲秋以著伊豆七島圖考言論涉於海岸防禦而觸時宰意檢數數回認為誹謗雖敢不疏不能為辨雪禁錮密室繫逮一室總七閱月吐款不通懇呵萬狀迨翼年辛亥四月嚴承嚴謹俄徙北越當是之時雖願欲一到于家修整行李齎隨身之具吏議不許單身出都緊急上途家人狼狽無有顧他救死之不遑自家宅園囿至凡百器財與藉沒不異累世棲託產資湯盡甚可惜者壯年以後節縮衣食殆四十年耽奇搜珍所儲戲曲籍暨文房書帖畫幅盡為人所傾奪所謂存十一於千百愛惜之情不可殫言自爾謫居十一年於今偶獲此書於市肆卷數通編蓋向

所校正者不知何人之謄寫紙葉行數全相同追思多輔之言此人謝世既數年不能無懷舊之感故題始末於卷首
萬延元年庚申嘉平之月琴臺東條耕撰

此序之作在十二年前舊藏于掃葉山房委之蠹魚腹中
庚午之秋解褐於宣教少博士再將校修之久敬嫡孫信
敬喜以舉復校之為善本見山樓主人刊布之云
明治四年辛未秋七月
耕又識

改正補訂地方凡例錄卷之二目次

卷之一上

一 地方總論

一 井田大意之事

一 地方六數發之事

附田地壹段三百步濫觴之事

一 國郡鄉里發之事

附地境埋炭始之事

一 德川家時代地方始之事

一 上方關東國分并田畑不同之事

附料所無之國之事

一石高之事

附分米之事

卷之一下

一貫高之事

附六貫壹匹之軍役壹騎人數之事

一水高之事

一反高之事

一小以高之事

一出目高之事

一町反畝步之事

一無地高之事

附無地高之類 肩高 寺社高 不掛例之事

一色高之事

一野高之事

一海高之事

一山高之事

一桑高之事

一楮高之事

一孤高之事

一除地高之事

一除高之事

一込高之事

孤

一延高之事

一物成詰之事

附知行渡三五分發并永方貫代之事

并取箇免上之事

私領渡子付野山開發心得之事

私領渡之節新田渡方

一四一高之事

一廿貫百石之事

附水四割替高貳割替高五石替之事

上方園東物成歩合差之事

一田畑六分違之事

附壹五之法發之事

一厘附八之法之事

卷之二上

一檢地之事

附居檢地之事

水隈發之事

古來檢地條目之事

新田檢地條目之事

一地押之事

附廻り檢地之事

一石盛之事

一斗代之事

一大半小歩之事

一竿延之事

一田畑名目之事

附四木三草并長石結之事

藺田 麻田 麥田 見附田 砂田 山田 谷田 棚田
 沼田 深田 植田 蔣田 摘田
 桑畑 茶畑 麻畑 見附畑 砂畑 山畑 楮畑 漆畑
 野畑 切替畑 燒畑 薙畑 鹿野畑 苧生畑 林畑
 萱畑 荻畑 葭畑

卷之二下

一新田切添之事

附分間之事 缺下年季之事 地代金之事

一新林立出之事

一土地善惡之事

一村柄善惡之事

一除地見捨地之事

一墓所損馬捨場之事

一隱田之事

一白釘及歩之事

一流作場之事

一見取場之事

附定見取之事 屋敷見取之事

一兩毛作片毛作之事

一字之事

一一筆限と唱之事

一田畑歩之文字書方之事

附地方負教文字書方之事

一 割地之事

一 耕地田面繩手根通沖通之事

一 森林之事

附林改方并林帳仕立方之事 木立見立之事 根伐仕立之事

山林竹木仕立方之事 林木盜伐せし者處置之事

一 萱野葭野林場原地野地之事

一 七島場之事

一 塩濱之事

附塩井之事 草生津油之事 石炭之事 土薪之事

改正補訂地方凡例録卷之一 二目次畢

改正補訂地方凡例録卷之一上

高崎 大石久敬士 著述

○地方總論

一 夫地方と云て外は未だ道なし相因り相養ふの本聖人利用厚生の道より仁政を行ひ井田を以て地方の始源と爲我 國の中古君臣の階定まりしより文武兩道に分き文官の内を治め武官の外を制し文を以て懐け武を以て威し萬民を治む其始め四姓より出て公家二十姓武家八十姓と分下し四民とも都く百姓たり上古は其農分を必し東耕西收の務を勵と公納家用の有餘を以て飢饉の備へ兵乱の用を充つ中古は兵農分きてより士の國政と與り乱を鎮め下を平治し民をして安



全ふし其功三民は冠たり故に今の耕農と業とする者のもと百姓
と唱へ其外工商の階ありて各自の業を営むとつへども何れも衣食住
の三と離るるべからず若し此と欠くべからず忽ち萬民凍餓して一日片
時も生活するに能くは其中より食を以て最第一の物とし其五穀の本
を百姓よりりて農と務り外三民と養ふ其外宮殿樓閣館舎民屋等に至
るまで用る蒙の竹木器財金銀銅鐵錫鉛糸綿麻布のたひを四木三
草麻藍菜根の類を土より生る物まこと河海沼澤の産物とい
は皆地方に属し悉く農民の手より出ざるを四民産業の根本あり因
て百姓を萬古不易として百姓の二字を御宝と訓し天下の根元あり然
るべし士を上に居て三民と司り國事を務む士をくんと下治ること
いし然るは苛政を用ひ賦税を厚くし徭役を重くするといは萬民疲勞

して農家の力乏しく成り作物自ら実のて民逃を散じて田園荒野と
成べし然るに四民何を以て立ことらんや元固ければ國康寧
也上は財を好んで民背くといは天下穩るるに聖言も財散則民散
財散則民聚といは唯正税を納り民をして苦しきむることあるを
地方の元と然るに萬代も尽るまわく民の戸賑ひ耕鋤の力足り
五穀豐饒して上下不足なく民争となく四海泰平あるを必せり
一地方の業とつへ土地経界を改正し地位の善惡を能く知て田園を檢
地し未代上下の得失を推知し地味は随ひ石盛の不同る萬民上下の
愁苦をたやうは是を定め作物の應不應と見分け農事の時と失はば種
蒔鋤耘肥養收納等の時節を差えん耕作を怠らざる様は教導し一作は
於ては稻粟の可否を檢見し年の豊凶を考へ租税を極め又用水川除

文正地...
...
...

等の普請地所の損益と辨明せらるる第一あり普請の國の大本として禹
王司空たりし時疏九河注海決汝漢排淮泗通溝洫脩隄塘治水理八年外
一在りて三度其門を過きども入らば其功德を以て中國食を得たり孟
子の語より諸侯の宝三と云て其第一と土地あり又礼記の月令より季
春月也命司空曰時雨將降下水上騰循行國邑周視原野修理隄防通達溝
瀆開通道路要有障塞と云るは其任は堪たるものと撰び邑里より出して
豫め用水川除を修補せしめ土地の損廢なく上を國は益し下は民の艱
苦を救ふて吏の要務なり又地所用水等も就てハ八事出入起ると多し
都て村里能く治り訴諾等の事なかりは取治め若し訟りるは我意
と振るは理非明白に辨論せしめ吟味の席より双方の人相顔色又ハ
言語の遜不遜は因り必む眞負偏頗の心發るものなり能く私を捨て

取捌くべし總て律令ハ天下を治る法あり故に令の前方より教諭して
科を犯らざる様は取計ひ律の後懲りて善を勧め罪を免れざる様
よしの意を罪と犯させて後其者と罪せんものよしのはらへん明律
の大意も此意あり然るは常々法令を正しくして罪人あるやうは教戒
し互に畔を争ひ境を論るるてあく辞讓礼敬を専らして訟事なく平安
に治むべき様の教示重く吏の心掛肝要あり訟の絶ざるを村方困窮の
基として畢竟諸人共我ハ善く人の悪きもの心得るゆえは出入争論
も發るてあり天下皆非之無理と云て己の十分の理先ハ皆無理と思
ふと然ハ互に理ハ五分と云ふなり又己も五分の理先方も五分の理ハ
己と思ふと然ハ先方の皆理なりて己は一向理ハあるものあり自他の
差別して理非分らば手前勝手心の先立ち自己の事ハ心眼暗

政山地方の金 九卷之一

其辨別ふれゆへ境と論じ或ハ金銀等の事は付てハ公事訴訟多し所謂克己復礼の教も則ち此理あり別て下民ハ愚昧あるものあればこの辨へふし平日上より能く教示し其流を村役人どもよく納得しと村中未くの者至るまでも教へ導くやうに常く取計るべしうも困窮ある村方は限りハ事出入絶へむ又外の願訴訟も多し訟るるに随て次第は百姓零落し後の退轉も及ぶ至る豊饒ある村方ハ公事出入願事等もあく上の厄介もあはれ村中もよく治る全く窮乏をば乱れと下く今日の営も堪へ兼るより自ら慾心も発り無理あるハ公事出入願事等もわることあり去をねば租税徭役を薄くし課役を省ち専ら農業をなげまし若し農業疎く懶惰あるものらへば教示して世話を基くせ夫とも用ひゆる無道者も之を罪し仁政を専らに行ふと凡ハ百姓

歸伏して農業渡世を出精し作物豊饒し村方能く治り自然と困窮立直也公事訴訟願出入もふし去をば孔子の聖もして訟を聴くとい我道も猶人々違ふてふし樹き違ひも糾し損じも有ぬじきまはらふ必を樹き違ひ無らん様とあはれ訟の発らゆる様は豫め取計ふより外は道ふしと宜ひぬ扱訟の発らゆる様とあはれ上は苛政あく下は惠と民と俱に苦樂を同ふる程の政あはれ天下泰平の治まらば昔し難波の聖代ハ寒夜は御衣を薄ふし飢歳ハ供御を甘んじ玉は寔は有難き皇恩あり唯君ハ下民を子の如く憫と玉は民ハ君を父母の如く慕ひ尊と國政は與る卿大夫ハ云は及ば後未くの下吏は至るまで私あはれやうと上下りゆ之を糾明し已れ此心と第一より上下和睦ふるは必を訟も突らば平安に治る也地方は携る役人どもと平生此

心得第一あり

一 近來を上下文々奢侈は移り片鄙遠郷昇賤の輩に至るまで華美と好む
 百姓も農事と厭ひ武士の勤事と心掛或ハ市店商賈等の風俗と好む自
 耕作は疎く成り行く多し是等ハ吏の教戒は依るとあるが平日
 村吏の教示第一也元來下民ハ愚うある者あるが政道烈しくは皆た
 恨み随ひぬりて却て事と起まりの也又寛は過まば上は逆ひ怠慢して
 我々の心と出り恐敬と怠を國政と乱るとなり聖語は只女子與小人
 為難養也近之不遜遠之則怨と宣ひて治めざればそのあるハ政道の強
 弱肝要あり第一政務と攝る人々文字は長じ仁慈忠貞よりよく人
 の賢愚得失を知りて具負偏頗の沙汰あく親疎の差別はかくるべし人
 を使ふは私あらずは心掛け政事は携る下吏を忠直真実あるもの

能く撰之とせよとて擧げ用ひ民事は拘らつた下吏等に至るまで一己
 の慎みの入り及りて諸事実情を以て下を導きまをば百姓ハ官の
 尊く恐しきこと知り又仁惠厚恩と有がうと思ふやうに平生下へ教
 諭をうたふ者能く仕ひて下を治ると地方を取扱ふもの専ら勤
 辨の多きべきあり

一 凶作飢饉或ハ流行病等の年の為は夫食穀類を平年は貯へ又ハ米穀の
 尽たると時を用ひべき木葉草根等の食物を成るべき品類の多くて百姓
 おしえ其時節を考へて納め畜へしやせ飢を凌ぐべき方便を平生に心か
 けし備へ置るの期は望んで狼狽せざるやうに規矩を定めおしえ置
 こまうと地方を取計ふもの心掛あり

一 民家の益あるる草木を考へて之を植付け又教林等を仕立て无益

の空地等ハ更なる所アリハ心掛け其上四壁の備ハ勿論平生諸事ハ心
と用の心掛けこそなり

一地方と取扱ふは前條の教章ハ云々及び其勘執筆堪能よしと諸書
付帳面等の仕方又通達し國々の事々も廣く見因辨明し公事訴訟の札
裁々ハ大凡覚知し事々臨んで迷を取らばなり又心掛け又ハ其國其
所又於てハ古来より引付仕来等々勘辨し下々の飯順多ぶべきなど
考へて取行ふべし又舊來の仕来と止め新法を出さることハ容易お
らばるることと曲礼より君子行礼不求濫俗祭祀之礼居喪之服哭泣之位
皆如其國之故謹脩其法而審行之と云々ハ往古より仕來の國風郷例
等々新規は改るハ大切の事なり然るともつども仕來ハ泥と惡醜を其
俟用ゆべきと云々の後世に至るに故障の有無又ハ下民服をべき

や否と考へ能く可否と論じて而して后は改正をべし既ハ甲斐國徳川
氏の属國と成たるは國人の服難きを察して武田家の政務を少し
も改正するて多く金銀器財田園租税の法に至るまで信玄時代の如く
又差置をとり故に全國飯伏して平安靖り今其法を改めんと云々
古法の容易は改めざるは之を以て知るべし

但し甲斐國ハ甲金とつと丸き歩判の拾貳匁より
壹兩ハ四拾八匁也尤も小判とつと丸き歩判あり朱中ハ壹匁五
分より貳朱ハ六匁壹朱ハ三匁を何れも丸き歩判あり朱中ハ壹匁五
分より之ハ四角ありとつと丸き歩判あり今ハ絶て稀く存するものと又信玄時
代ハ朱中の次ハ糸目と唱ふるものあり之ハ七分五厘又小糸目と
唱ふるものハ三分七厘五毛の金ありと然るも云傳ふるものあり

山正地元の金

今ハ知る人稀也

信玄時代の金ハ古甲金と云テ當時通用スル至テ上品ありハ價貴
ク且ツ拂底トシ甚だ稀アリ其後松平甲州甲金と鑄テ當時通用ス其
形状量目とも信玄時代の金と同じク文金壹分の價トハ銀貳百文
余高直也夫ゆへ甲斐の國の壹匁ハ百二三拾文より當る又古甲金
は於て之相場もあく所持のりのハ所望トテ求むハ文金壹分の余
も當るなり金座も松木とて當地の後藤と同然トテ甲州一國の金座
あり柘も餘國とい違ハ京柘三升と甲州柘壹升といハ壹升五合入
半柘と云ハ七合五勺入と小半と云ハ米穀その外ともハ此柘を以テ
一國通用ス依テ甲州トテ壹升と云ハ京柘三升あり故一國中も
京柘不通用トテ多くハ甲州柘と用ハ然レあらず京柘ハ文金ハ絶

通用セバハ必キ升目違ハとテ柘座秤座共ハ甲府ハ住居トテ當地の
柘秤と用ハ必キ又年貢ハ大切小切トテ信玄時代のごとク石代あり器
具ハ丸きと用ハ必キ總テ四角トテ家作等ものごとク破風造りあり
此他品とも餘國とい風儀異トテ總テ信玄の政事と今も用ルコト也
既又賢人といハねらるる子産ハ良政トテ新法ゆへハ其最初を民服セバ
ト是等の用捨吏の勘辨第一あり總テ地方ト云ハ政事の要務天地の間
森羅萬象残るト云ハねらハ萬事ハ心々委祿聖賢の道ハ本源トテ文学ハ
云ハ及ハ俗事卑賤の事ト至るトテ能ク知らざレハ地方功者ト云
うたれものあねど我輩の及ぶ事ト云ハねらハねらハねらハねらハねらハ
と解明するの事

井田大意

一井田大意之事

井田を三代の昔殷の代は始り周の末戦國に至りて此法廢り租税の收法は區々成り

本朝りては猶更井田の法ありしは

神功皇后三韓御征伐の時井田の圖法を彼國より得玉ひ之は倣ひて租税

の法も粗定るといふも井田はのりて其道高遠より今末世に至

り不用ある事をがら地方の元の井田たるは依り只その大意を逆る

のり都て民恒の産るなり恒の心あり飢寒之苦を常の心も嘆じ

て自然惡事とありし故に井田を正して仁政を行ひ年貢を程よく取

て上は畜臣あく下は遊族あく國は荒圃あく政は苛政あく國の土地

は應じ稼熟して民散せざるやうに治るを地方の根元とん

一夏の代は洪水の多き耕作するは必き田地少し故に一夫は五

十畝程は当りべし充て與へて別は公田もあく其内より五畝の入して

十分一と年貢を納めたり又末世に至りては貢法を用ひ數歳の内を校へ

定め我國の定免と云如く取立たるを豊年といは氏も能くれば

凶年といは迷惑とあり且つ田地少ければ配當は少く取立方が強く成

ること也

一般の代に至りては洪水も少く土地も開けて田地漸く廣まり始り井田の

法を定め六百三十畝長三百歩横を二井とし之を九區に分ち其中央七

十畝を公田とし残り五百六十畝を八夫八軒一七十畝充て與へ之は力

と合せて公田を作らしめ其穀の有次第を以て公納とん之を助法と云

又公田七十畝の内より廬舎は十四畝を引き每夫の廬舎は一畝七十五歩残り五十六

畝と實の公田とし之を八夫五分一夫と七十七畝と與へ此中より七畝の穀を納る法より之の九分一厘の内の税は當りて夏の代の五畝の

入十分一の税より少し
一周の代に至りては田地多くあり一人は百畝充て與て一井と九百畝
方とし一國と百分一分て王城へ近き郷遂十六分の國中とし貢法を
用ひ一夫は田百畝と與へて其年の熟不熟は應じ百畝の内より十畝の
年貢を取り國家の諸用と爲し是は運送も近く田地も善きゆへは年貢重
くれども一井九百畝の中は公田を別定めて毎歳檢見を受けそその
年の豊凶は應じて十分一の税を納む故は夏の代一夫の交田五十歩の
内より五畝の税を定免は出しより輕しとて王城は遠き都鄙八
十四分ハ郊外とし助法を用ひ即ち一井九百畝の中より一夫は百畝

共産的

充て與へ公田百畝の内より八夫の廬舎二十畝一夫は二と引き残り八
十畝と實の公田と爲るとつへども公田私田と分別をふさん合て八百
八十畝と一緒は耕作し其出来たる穀を總休へ割りて而て公田八十畝
の分を年貢は納む即ち八分九厘内の税はよりて殷の助法よりは又
輕し之を周の徹法と云殷の助法も同様あるりの様あるは殷より
は八夫の受田を銘して作り公田計りを八夫力を合せて耕作し周は
ては公私田とも八夫一は耕作し何事をも倅しく自他の差別なく
の如く王城の遠近は随て一國二法を用ひ貢も徹又助も徹ありと云て
都て周の徹法あり徹は通也均也八家互に力を合して耕作するが如
く通也又秋に至ると八百八十畝を甲乙と分るゆへは均也故は天下
一困窮飢寒の者多く豊凶とも國中の民同様あり

一夫^フ又^{マタ}上田^{ウヘノチ}ハ百畝^{ヒャクセ}中田^{ナカノチ}ハ二百畝^{ニヒャクセ}下田^{シモノチ}ハ三百畝^{サンヒャクセ}充^{ツク}と與^ヨへ上田^{ウヘノチ}ハ一年^{イツネン}休^ユめと耕^カし中田^{ナカノチ}ハ二年^{ニネン}休^ユめ下田^{シモノチ}ハ三年^{サンネン}休^ユめ依^ヨて三百畝^{サンヒャクセ}充^{ツク}與^ヨへて平均^{ヘイキン}百畝^{ヒャクセ}充^{ツク}與^ヨへうら積^{ツキ}り也又^{マタ}一夫^{イツフ}毎年^{マイネン}同じ^{ナニ}田^チハ耕^カさば互^{タガヒ}に善^{タカシ}惡^{クダシ}と交^マ替^カして作^{ツク}る也

但我^{オレ}朝^{アサ}も昔^{ムカシ}も休^ユめ作りとて隔^{カケ}年^{ネン}は作^{ツク}りし由^ヨ當^{タカシ}世^セ畑^{ヒタケ}作^{ツク}る於^{ココ}てと同じ畑^{ヒタケ}も同じ^{ナニ}菜^ナ物^{モノ}と作^{ツク}るとはいよく尻^{シラ}嫌^{ゲン}ひと去^クて不出^デ来^キふ類^{ルイ}もつらぬへは其^{ソノ}所^{トコロ}ハ作^{ツク}物^{モノ}を衰^カへて作^{ツク}ることつらとつへども凡^{ソノ}は休^ユめると云^イふし勿^{モト}論^ロ稻^{イネ}作^{ツク}ハ毎年^{マイネン}耕^カ作^{ツク}を併^{ヒカ}しあがら西^セ毛^{モウ}作^{ツク}の場^バ所^{トコロ}は麦^麦菜^ナ物^{モノ}等^トと作^{ツク}らば春^{ハル}田^チとて一^{イツ}作^{ツク}休^ユめとて直^ナに稻^{イネ}作^{ツク}と仕^シ付^ツき格^{カク}別^ワに善^{タカシ}く出^デ来^キる也又^{マタ}旱^{ハル}水^{スイ}損^{ソン}等^トとて前^{マエ}年^{ネン}の稻^{イネ}作^{ツク}腐^クり一^{イツ}年^{ネン}休^ユめとて凡^{ソノ}そ二年^{ニネン}分^{ブン}も取^クらること也去^クるは

往^{オホ}古^コの如^{カド}く一箇^{イツクワン}年^{ネン}充^{ツク}も草^{クサ}生^ナまふし休^ユめ作^{ツク}らふせは出^デ来^キ方^{カタ}はつらしかるべけれど毎^{マイ}年^{ネン}賦^フ税^{ゼイ}と出^デせとぬへは休^ユめ置^ツき焼^{ヤキ}立^テて畑^{ヒタケ}作^{ツク}と仕^シ付^ツる也又^{マタ}我^ワ朝^{アサ}も昔^{ムカシ}も水^{スイ}腐^ク場^バの分^{ブン}割^ワ地^チと去^クて年^{ネン}季^キと立^テて田^チの善^{タカシ}惡^{クダシ}と割^ワ替^カして作^{ツク}らるる處^{トコロ}つら之^レハ周^{シユウ}の徹^{テツ}法^{ホウ}より少^{コト}しく似^ニ寄^ヨり

一男^{イツナン}年^{ネン}廿^ニ歳^{サイ}至^シるハ百^{ヒャク}畝^セの田^チとて一^{イツ}耕^カ作^{ツク}させ六十^{ロクジュウ}歳^{サイ}至^シるハ官^{カン}へ之^レを返^ヘ納^{ノウ}するあり又^{マタ}總^{ソウ}領^{リョウ}の外^ノ二男^{ニナン}三男^{サンナン}等^トハ余^ヨ夫^フとて父^フとて謀^{マコト}らるるも田^チ地^チもふたゆへは幾^{イツク}人^{ニン}もて年^{ネン}十六^{ジュウロク}歳^{サイ}至^シるハ公^{コウ}より田^チ廿^ニ五^ゴ畝^セ充^{ツク}と與^ヨへ三十^{サンジュウ}歳^{サイ}至^シるハ妻^{ワイ}室^{シツ}と持^モて定^{テイ}法^{ホウ}の如^{カド}く百^{ヒャク}畝^セ足^ツしとて百姓^{ヘイケン}一軒^{イツケン}前^{マエ}に成^ナるあり斯^{カク}の如^{カド}く人^{ニン}を多^{オホ}くともわがと入^レ新^{シン}田^{テン}と開^ヒき田^チ地^チを増^マやへは不足^{フツク}ふしとん

一五畝の宅とて二畝半ハ公田の内より即ち廬舎を春夏耕作せる
 間移り居る家也又二畝半ハ城下或ハ居村に有て之を邑屋と称し農事
 と仕舞て城邑に取安居する本宅あり之も山川行路の三分を去る一
 の内より居て年貢いふし是等と合して五畝の宅といふより二畝半と云
 屋敷ハ我 國の九間四尺七寸余四方に當る屋敷の周圍ハ垣とふし
 其廻りハ桑麻ふと植り之を布帛と調べさせんが為りありて此
 類とも植を農業とも怠慢とる者として過怠として布帛を出させ又工商
 も家職とふらざるりのへと夫稅家稅として一夫の出を年貢として出さ
 せ又農人の田を荒し農業を怠る者も屋粟として二夫の年貢と出さる
 也之を民のつづつは身持とせざる様と罰法と定めたる者として更
 課役と取るものなり民を憐れ飢寒を及ばせ間敷との教として右

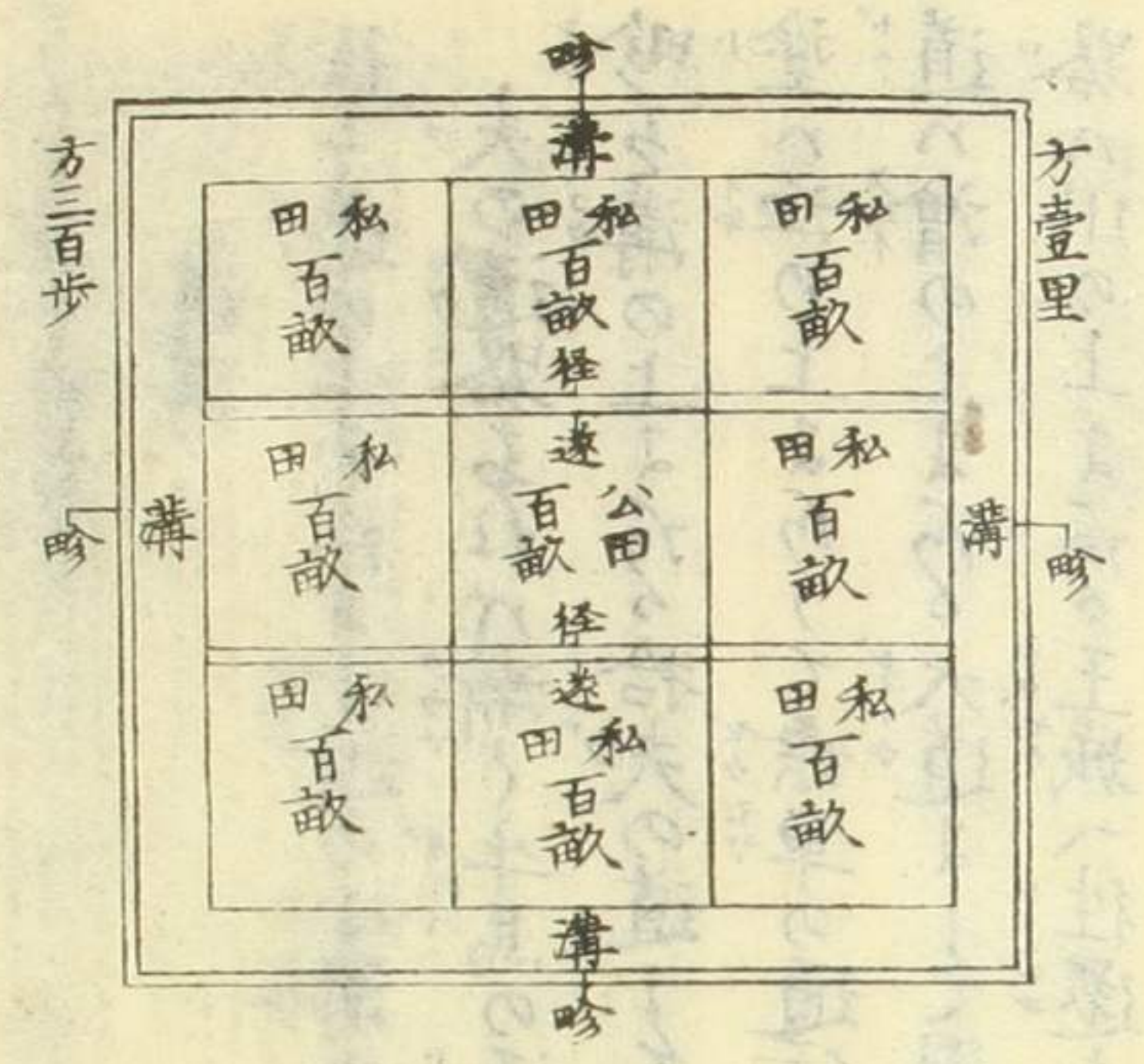
体の懶惰ののみ只教ふる計りてを用ひざるゆへに過怠と出させ
 懲りて以て家業と出精させる為の聖人の惠教あり
 一祭祀入用の為に圭田として卿官より以下の者より定りたる祿田の外
 一人は付田五十畝充て無年貢と與ふるなり
 一周尺の壹尺ハ我 朝の曲尺として六寸六分六厘六毛余に當る此積り
 て周の壹歩六尺四方ハ我 朝の曲尺として四尺四方あり周の壹畝ハ拾
 歩四方として壹歩我四尺四方と百集めたるものあり我 朝の田法は
 積るるは一畝七歩八厘余とあり六間壹間ハ六尺五寸四方あり高
 として壹斗貳升六合貳勺余あり周の百畝ハ百歩四方即ち拾として我
 朝の六拾壹間三尺五寸四方に當る田として壹町貳及六畝七歩余高
 として拾貳石六斗貳升三合三勺と成る是井田壹夫の受田なり

但し夏の代の尺を拾寸と壹尺としいゆる横黍尺是あり殷の代の拾貳寸と壹尺といは是を商析尺あり今 本朝の曲尺を即ち商析尺あり周ハ八寸と壹尺といはゆる周尺あり茲は曰て商尺拾貳寸と以て周尺の八寸と除まれば六寸六分六厘六毛六六を得るあり

一周の壹歩を我朝の曲尺より四尺四方あり我朝の壹歩ハ六尺五寸四方より即ち壹間四方あり之を壹坪と云ひ壹畝を三拾歩とし壹段を三百歩とし拾段を壹町とし三千坪あり又田の上中下と平準し凡壹段と高百石と積りて前條の高よりある即ち田畑平均拾町より百石といへる今の村高の大積りなり

一井田の田九百畝より一民家八夫一夫毎二百畝充て與へ其中央の百畝を公田とし其餘界の井字の如く縦横溝と掘て九百畝を區別を其

圖左の如し



一井八夫九百畝あり一夫百畝の間に遂あり遂の上は径あり又一井毎の間に溝あり溝の上は畛あり

井田の説ハ浪華の儒者中村氏の考説あり之を参考せよ

右の圖の如く井田を四の合せると邑といふ貳里四方あり四邑を合して丘といふ四里四方あり四丘を甸といふ拾里四方あり四甸を縣といふ廿

里四方あり四縣を都とし四都と同く四同と大郷とく方貳百里四方あり拾貳同と大遂とし世同と邦縣とし三拾六同と邦都とく即ち王畿より一千里あり

道法

徑を遂の上より小道の小溝の縁の小土手のすきありのく一夫の通路をねば漸く牛馬の通るべき道あり
畛を溝の上より拾夫の道より荷附馬をくの緩くと通る道あり
塗を洫の上よりて乗車の通行をくき廣き道あり
道の澮の上より大道より國より大道へ出る道あり
路ハ川の上より王城へ往還する大道より譬バ東海道をく相同じ

溝法

遂を一夫百畝の間より小溝より深さ貳尺廣さ八尺あり壹ハ前の用水溝あり
溝を十夫井と井との間より千畝の横溝あり廣さ深さとも四尺充あり
洫を百夫井と井との間より方拾里の内より縦より流水あり深さ廣さとも八尺宛あり
澮ハ千夫百里内の間より横より小河あり深さ貳尺八廣さ貳尋六尺あり
川を萬夫千里の間より縦より大河をねば其廣深より於てハ限ら

右遂溝洫澮川の水道より徑畛塗道路の行路ハ一夫拾夫百夫千夫萬夫

の間より夜令が我 朝より東海道中仙道と國より出る道まゝの
夫より一郡一邑より出る大中小の道路の如く溝も亦小溝より大溝
より出て夫より小河へ流き大河へ入て終り大海へ落る如く一井より段
々逶迤と次第に附たるものなり

但し 本朝より上古 大内裡より一時の京師の道と大路小路と
分ち大路の車六輛を並べ小路の三輛とるべしと挽くもの道あり
しゆゑ今も其遺風残り平安城の町名は河大路何小路等の名を
存せり

一 近世山野沿澤と新田を開くは水道の村や勾配の法廬舎の地等も
其地形に應じ又経界遂溝の法井田の法を考案して之を為さば便利
とすべし

一 井 方壹里 九百畝 民家八夫

日本の數は直し

三町拾七間七寸五分四方

田拾壹町三反六畝三步余

高百拾三石六斗。九合七勺

一 邑 方貳里即四井 三千六百畝 民家三拾貳夫

日本の數は直し

六町三拾四間壹尺五寸四方

田四拾五町四反四畝拾貳步

高四百五拾四石四斗三升八合八勺

一 丘方四里即四邑 壹萬四千四百畝 民家百廿八夫

日本の數は直し

拾三町八間三尺四方

田百八拾壹町七反七畝拾八歩

高千八百拾七石七斗五升五合貳勺

制軍賦

戎馬壹匹 甲士三人 牛三頭 士卒拾八人 出屯

一旬 方八里即四丘 五方七千六百畝 民家五百拾貳夫

日本の數は直し

廿六町拾六間六尺四方

田七百廿七町壹反。拾貳歩

高七千貳百七拾壹石。貳升。八勺

制軍賦

兵車壹乘 但し 駟車馬四匹 引 戎馬四匹 甲士拾貳人 牛拾貳頭 士卒七拾貳人 出屯

旬方八里あるは四方へ洩壹里充加るゆへ拾里四方は成る

一縣 方拾六里即四旬 廿三万四百畝 民家貳千四拾八夫

日本の數は直し

壹里拾六町三拾三間五尺五寸四方

田貳千九百。八町四反壹畝拾八歩

高貳万九千。八拾四石。八升三合貳勺

制軍賦

是より先何れも右の制軍賦は四倍して知るべし

縣ハ方拾六里あるは旬の洩壹方へ貳里充加るゆへ貳拾里四方は成る

一都 方三拾貳里即四縣 九拾貳万千六百畝 民家八千九拾貳夫

日本の數は直し

正行地石方何金 卷之二

貳里三拾三町七間四尺五寸四方

田壹万千六百三拾三町六反貳畝拾貳步

高拾壹万六千三百三拾六石。九升貳合八勺

都方三拾貳里あるもどら畝の漁壹方とて四里充加るもへ四拾里四

方と成る

一同 方六拾四里即四都 三百六拾八万六千四百畝 民家三万貳千七

百六十八夫

日本の數は直し

五里三拾町拾五間貳尺五寸四方

田四万六千五百三拾四町四反九畝拾八步

高四拾六万五千三百四拾四石三斗七升壹合貳勺

同を方六拾四里ある共畝の漁壹方へ八里充加へ縣と都との並集

すて三拾六里増をもへ方百里と成る是即ち兵車百乘の國る

制軍賦 兵車百乘 甲士三百人 戎馬四百匹 と出を

一 王畿万乘の國と方千里百万井 九億畝 民家八百万夫

日本の數は直し

八拾五里拾六町五拾五間貳尺五寸四方

田千百三拾六万。九百四拾六町六反六畝步

高壹億千三百六拾万。九千四百六拾六石六斗

制軍賦 兵車万乘 甲士三万人 戎馬四万匹 と出を

一 司馬法の井田を前條より大同小異よりて百畝と壹夫とて二夫の受る田

と屋とし三屋と壹井とん即ち九百畝あり十井と通とし十通と成とし

正行地石方何金 卷之二

政正地方凡例録 卷之二 地方六 穀類

十成と終とし十終と同く是方百里より壹方井九百畝あり卿大夫の采地より其車百乘の國あり十同を封とし長千里横百里拾方井九千方畝より諸侯の采地千乘の國あり十封を畿とし方千里万乘の國より天子の地あり大國小國君卿大夫上中下士夫と配當の法より今用ひゆののりゆ井田の法ハ容易ニ書尽すまよらざれば之を畧と井田圖考等を見て委しまさる知るべし今本朝租税の法ハ四公六民或ハ五公五民ふど格別ニ取箇強くれども其代より貢助の法と違ひ極めたる軍役と勤るてふし和漢時世遙る隔り井田貢法助法とも今の見合より曾て成らばといへども地方の發元の元井田たるは依て粗其大意を述るの事
一農夫耕作して得る処ハ一夫一付百畝我朝の凡そ壹町或天六畝歩余の田より上農夫

を九人と養ふべし上の次の八人中の七人中の次の六人下を五人を養ふべし中華庶人の官より者々其祿是を以て養ふ農夫一家五人より貢法の税と出を積りと考る凡そ百畝の地より粟拾五石を作り出を積ると其内壹石五斗を年貢とし残り拾三石五斗の内八石八斗五升と五人の食物を引き其残り四石六斗五升を賣出して家用を充とゆへども五人の衣服塩曾諸用一向不足あり然るも和漢より農業の外の稼りより又豊年より收納する所拾五石とゆへども今古貢法よりして右の積りあり今世本朝の税五公五民の法よりを民の産物を成がさるる去る時世違へハ上古の積りも曾て當世より用ひ難く不用の事あり都て古と知ると今時より當て政務を取扱はざれば元と失ふは似たるゆへ爰に記載を

政正地方凡例録 卷之二 地方六 穀類

一地方六之數發之事

附田地と壹段三百歩なる濫觴の事

夫大極兩儀を生じて陰陽と成り陽ハ天ニシテ圓ク陰ハ地ニシテ方ナ
リ天覆ク外ニシテ地ニ載テ捨テざるの徳東西南北ニシテ四方定リ陰陽合
シテ万物生ズ天地四方と合セざる六の數を以テ地方の根元トシテ地方
と稱スルモノ都テ天地の間ニ發スル森羅万象皆地ニ屬セズといハ物
ナシ故ニ土地ニ附スル儀と指テ惣名地方ト唱フ諸六ハ滿タル數ニシ
陽ニ屬シ三代の昔井田の法ハ六尺四方と田地壹歩トシ六拾間と壹町
トシ六町と壹里トシ壹里ト号ス始リハ一里ト云儀トシ一村トシ
間ニ壹里ト定めたるト見スル井田トシ凡ソ六町四方田四拾五町余
の場処即チ四井と合セると邑ト唱ヘ則チ一村立たる所ト聞ク依テ

其村々の間の町數を以テ六町と壹里ト云ふるものと見スル
も上古より六尺四方と壹歩トシ六六三百六拾歩と壹段トシ六尺と壹
間トシ六拾間と壹町トシ六町と以テ壹里トシ
壹里 中古より三拾六町壹里ト改ム今ハ陸奥國當今五ヶを古制の
如ク六町壹里トシ白川郡當今岩城より口の方ハ東ニ准國の數ハ六
拾六箇國方ハ十五ニ定リ何ハ六の數の離ることナシ

但し田地の壹歩ハ上古ハ六尺四方ナリシ処中古より至リ壹間と六尺
五寸ト改メ壹間四方壹坪なるより田の壹歩ハ六尺五寸四方より
シテ今ハ六尺三寸ト見スル其後六尺三寸と壹歩トシ大間檢地の項迄
ハ六尺三寸と間ハ今ハ屋舎等の壹間の六尺三寸を京間ト云ハ六尺
と田舎間ト云故ニ田地等ハ檢地の時代知事なる処を今ハ六尺五寸

四方と壹歩と云ひ習はせし所もかり又古檢ハをへて六尺三寸竿と
 用るにわりのつへども近世を古に復して六尺と壹間と
 然るに遠く世隔り文祿四年秀吉公の時世宮部善祥坊山口玄蕃頭
 正廣經濟の道は委しく美島の秀逸するに依て兩將は命ぜりし諸國田
 園道路と檢地せしむ其時五の數と加え五六三百歩と壹又とせしと
 其謂をハ六と天地四方と合せたる數にて世界一盃は満たる數なれば
 盈まば欠るの儀なり又縦も横も陰陽合体ふし五の數の上と
 中央より四方と合せ五行と成り万物五行と離るるをなく五に欠る
 數より陽より故に陰陽合体して万物と生ざる儀と取て田地は五の數
 と加えたるをさると云り其時西國より次第に國々と檢地して越前の國
 は到りし頃太閤薨去り付彼國までと止り夫より東に太閤檢地ふし

又田壹反三百歩と成るるを足利尊氏時代貫高の頃六貫壹匹の軍役と
 勘定の為し安らうんぐ為三百歩と改りたるより六貫壹匹軍役の
 其始源詳らざるがれども太閤檢地の時陰陽五行の儀と以て五の數
 と發して三百歩と改りたるより道理の上は於て尤のやうな
 事ども恐らくは後人附會の説あらんう足利時代美數の為り三百歩
 と改めしといふ説はあらんう
 一國郡郷里発之事
 附地境へ炭と埋る原始の事

第十代

崇神天皇の御宇夷狄と平定し給ひ第十二代
 成務天皇五年乙未二月始め諸州と分て國造と定め三拾貳箇國とし

給ふ第十四代

仲哀天皇の御宇貢物と定め給ひ

神功皇后三韓を征伐し給ひし御時彼國より井田の圖法と得玉ひ是より倭

ひて五畿七道とかけ國の數を増し高昇とえりて阡陌と定め溝洫と

通じ道路と分ち天下は遍く農と教へ玉ひ租税の法粗定るといへど

も上代ハ郡縣郷里の境も定らるるなりしは第四十三代

文武天皇の御宇海内と六拾余州は定め國郡の名備り大室年中より律

令も定り第四十六代

聖武天皇天平七年乙亥吉備公僧行基僧泰澄の三人は勅して同十七年

乙酉迄拾箇年の間に諸州の郡縣郷里邑巷を撰定し奥州國は今五鎮

守府と建て出羽國國は今二ヶは秋田城國は今羽後と置て以て東國と鎮護

させ筑紫の大宰府と建て西藩とし給ふ東國ハ泰澄之と制し駿河より

中國までハ行基之と奉じ其余の國ハ吉備公之と改正し其後第五十

五代

淳和天皇天長元年國名全く定り六拾八箇國方今ハ十五と成しあり又古

より五畿七道と分ちるといへども封侯も詳らるるなりて用事止時亦

く邊境穩々ありとて故右の三使勅と奉じて境の地は炭と埋めて

終界と正し田圃と点檢し道路溝渠堤塘を修補せしめ田圃六尺四方と

壹歩とし三百六拾歩と壹反とし士民五拾戸を壹邑とし里毎に長一人

とえりて置き戸口を檢校せしめ租税の法も稍備りり炭ハ地中ハ在

て萬代不朽のりのり境の地は炭と埋めて後來の證と爲ること其時と

以て始めり

天長元年甲辰國名國數全く定りしより明治元年戊辰まで千四十五年の間更に變革あり同年十二月陸奥を割て磐城岩代陸前陸中陸奥の五國とし出羽を分て羽前羽後の二國と為し同二年己巳八月蝦夷を割割して渡島後志石狩天鹽北見釧路根室千島樺太の十二國とあり北海道と改稱し是より都て八十五國と成り

一 徳川時代地方始之事

俗語に地方と唱ると政務のそとを強ち田畑の收納諸帳面取調等の取計ひのそとを限ることとなりて都て經濟の儀ふれが聖賢の道と本とし理世安民の志と念むる地理を委しく用水川除修復等の辨利と考へ稼穡の道と知り國を富し風俗と善するをよ心を用ひ上下の損益と勘辨し農業の時を失いざるやうに教導して民を撫育し争訟等の取計

ひは私あり理非を決断して國家安泰を治るべからざるを肯とし當前の時務とも程よく取扱ふと地方功者とも云ふことあるよ今の地方功者を用ひしるる人を見るよ民の困苦を厭ふる前後の勘辨も亦無理な取箇を進めて下よ少しの有餘なきは物に寄せ事一觸て課役を掛け民の疲労するとも知らぬ眼前の利益との手柄と心得當時の務り事と専らとし美筆達者として諸勘定諸帳面を能く取調る人と地方功者と云ふ思ふありて也是寺を業と能する人も云ふる又をべて地方の流儀と云ふあるは伊奈流彦坂流とて二流あり伊奈流は徳川初代の頃伊奈熊蔵後朝散大夫と云入證濟学を委しく美勤通達と云専ら租税の事と司り代官を勤めは是此流の祖あり彦坂流と云と慶長八年彦坂小刑部と云入當地の町奉行して伊奈氏寺とて經濟

の道は達し政事委しく地方功者より此人より始まれ然るも伊奈流をどと全備あり其上子孫断絶し及びしゆへ今彦坂流を知りたるをのりく自ら絶しう伊奈氏の末と近世を連綿として徳川時代地方の規矩を定むる伊奈流あり

一上方関東國分并田畑不同之事

附徳川氏の料所並に國々の事

関東関西と分るは往古と逢坂の関より東三拾三國と関東とも坂東とも云ひ同く関より西三拾三國と関西と唱えし処逢坂の関廢絶して今ハ箱根の関より東常陸國までハケ國と関東と唱へ當時上方筋関東筋と國々を分け取扱ふは左の如し

- 関東方ハ 武蔵 相模 上野 下野 上総 下総 安房 常陸

外ハ 伊豆 甲斐 陸奥 出羽

此四箇國をへて拾二箇國と関東方と云ふ

- 上方を 山城 大和 河内 和泉 摂津
- 外ハ 近江 丹波 播磨

此三箇國をへて上方と唱へ五畿内三州と云ふ

右之外東海道筋中國筋四國西國北國筋とも云ふ上方筋と唱へ上方関東と云ふ分るは右の拾二箇國ハ関東方と云ひ其外の國々の都て上方筋と云て取扱ふことあり夫を委しく分てりふは五畿内東海道筋中國筋北國西國筋と云ふあり

一上方筋の國々を平均とれど田方三分貳畑方三分壹なり関八州ハ田方少く畑方多々れども伊豆甲斐出羽奥州上を加むれば大抵田畑等分なり

之は依て関東の畑方永取より出羽迄奥州迄の内の田畑の米取より
半石半永の引付より上方筋の畑米取よりへども三分壹銀納りて関
東の永取と同様なるものあり

徳川氏料所あり國々の左のごとく

- 紀伊 尾張 伊賀 志摩 備前 越中 若狭 因幡 伯耆
- 出雲 周防 長門 阿波 土佐 於路 筑後 大隅 薩摩
- 壹岐 對馬

右廿箇國より此餘の國々何れも料所なりしあり

一石高之事

附分米の事

石高といふは村高のよりて田畑と檢地し土地は應下り上中下の位と

分け石盛と極り田畑屋敷夫々の高を寄合せると石高と云ふ即ち村
高あり高けといふも同じ然し高けと唱ふるは一村中の高何程ありと
云ふたるよりハ高けと云て田畑の高を集めたる義あり此の字義の會
よりて物の集りたる意より高は限らば米辻金辻るごとく書き都て道路
の四辻など道の出會て集りたるを辻と云ふと同じ又上古より石高村高と
云ふも家数と以て何百何拾戸の村と唱えし処鎌倉將軍の時代より至
り文永の頃より貫高起り足利時代より至り東國西國とも専ら貫高と成
一紗何百何拾貫の村と唱へ其後関東ハ永高始り何百何拾貫父の村と
云ひ其後石高とるりたる以後は村高と唱ふ然きども石高の濫觴何れ
の記録より確しからざれども文祿年中秀吉公の命より由て諸國一紗檢
地より引續き慶長檢地よりて古制の追々廢絶し天正文祿の頃より石

高始りしと見えたる石の正字ハ斛なり第九十七代後醍醐天皇の御宇延元年中斛希と造らしめ玉ふ
 斛ハ拾斗なり石と提て之と驗を由へ本朝往古の租税ハ斛納りし付
 後世に至り斛の字を用ひた石の字と通用せ往古の租税ハ斛納りし付
 今石高と云ハ則ち年貢米石の納高なり中古迄ハ民間ハ金銀の通用な
 く諸色を交易して用と辨るゆへ百姓ハ米と以て物と求め又錢も何
 處バ米取交て物を買し外慶長以來民間でも金銀の通用自由成
 り米遣ひ止しゆへ年貢も措せ取やう成五合措の積りし米高の
 半分を米として納る付高ハ乃ち村高と成五分取の積りし米納り
 成たり外村々異同もゆへ厘付といひて始り納方ハ土地稻作の善
 悪ハ應じ厚く取箇を極め村高ハ米物のやう成る前件の通りは
 て村高と云てハ中古より始りしるとりて往古とるたとり後世よ
 ては諸國の高極り至て大切あるりのなり

但し高ハ石高ハ限らば万事ハなりとりて諸色と積りて高く集成
 したる形とも云借貫高水高ハ一事兩名のやうハ心得る事もハ共
 甚だ違ふとなり貫高と云ハ水何貫ハと云となり何貫とて田地の坪
 数ハ軍役と割付るとり起りて諸國ハなり又水高ハ東國ハ水樂錢通
 用始り東限るとなり委ハハ水の條下ハ詳ハなり又諸侯の領知
 諸士の知行ハ幾ハ千幾百石とりてハ古法ハなりハ鐵倉時代まで
 何國ハ何百町何拾町と田地の町数とて宛行ハ其後貫高始り
 て足利時代ハ何百貫何拾貫と貫高とて知行ハ其以後東諸
 士ハ水高何貫と領知ハ織田豊臣の時代より領知石高ハ成
 たる由然となり天正の頃より村高起りる儀と見えるなり
 一分米と云水石高のと云となりハ總村高と分米と云ハ一村の中とて上

中下処々の畝歩の高とひらくた此分米何程と唱ふるは是れ書付帳
面等より高と本行の書き脇書より此反別何程と書くは此分米とハ書
高何程と書て反別と本行の書き脇書より高と付るは此分米何何
拾石と書てより一休高のこを分米と唱ふるを一村の内所々の畝歩の
分は掛りくる米と付るとひら心より分米と唱ふるなり

改正補訂地方凡例録卷之一上 畢

改正補訂地方凡例録卷之一下



高崎 會社

大石又敬士 著述

一貫高之事

附六貫壹匹之軍役壹騎人數之事

貫高ハ鎌倉將軍の末京都將軍の始より田地ハ貫高とひらと始まり
行領知あど此貫高を用ひ東國西國一統ハ行ひをしして北條時宗の
時代より起と足利尊氏の頃より專ら行ひをしして見ざる貫とひら
を永錢の貫文よりひらくは軍役の定と田地の坪は割付しより起として
あり又六貫壹匹といふは是ハ田地千坪と壹貫と定め六千坪と六
貫とし此六貫の地より軍役一騎と勤む我朝の古制より第三十七代

孝徳天皇大化二年戸籍計帳班田收授の法を作り由長三拾歩廣拾貳歩と
段とし十段と町と為とゆふより始又古の壹反ハ三百六拾歩あり六
千坪と壹町六反と貳百四拾坪ある軍役の積り其だ六ヶ敷ゆへは尊
氏の時代より壹反と三百歩と直貳町歩と六貫あるを以て直一
騎役と分る又古へ士の知行貫高以前ハ田畑の町歩を以て宛行ハ足利
將軍以後ハ幾百幾拾貫と家祿定まりてより石高始りたる時代ゆへ
とて貫高と領知と幾千貫幾百貫と云々の當時ハ民間の詞は
残り苗と百目苗壹貫目苗と唱へ田地百坪は苗百把と植へ是と百目と
云ハ千坪は千把と植て之と壹貫目苗と唱ふるゆへは壹方坪は拾
貫目苗は當りあり凡田壹歩と積り拾貫ハ百石百貫ハ千
千石の當りゆへは三百貫の知行とて田地百町ゆへは概高三千石當

時の石高十五の石盛は准とて高千五百石あり概數りては五合指五公
五民五取は積りては高千五百石あり又往古三百貫の所領りてハ軍役
五拾騎は當る古の壹騎ハ人數幾許ハ知されどハ當時の一騎ハ知行
高貳百石以上を侍取人馬口取壹人槍持壹人草履取壹人自身とも云へ
て六人あり今世の積りてハ千五百石の高とて五拾騎の軍役勤むべ
きとゆふ然りとていへども昔時の農兵分を武士土著の時のてハ
當時の引當り成りて又右の貫高今も武蔵相模上野辺りてハ稀に
ありて石高ハ元より多く無反別の村あり貫高水高ともは度長
以来壹貫と高五石替の勘定なる然る處武州又良岐郡杉田村ハ貫
高の割付と見請りて永壹貫又と高貳石替の積りあり然る處村ハ寄
り仕来りて都て五石代とも見えは借又関東ハ永高と云ふ儀あり

て鑛倉辺の寺社領の何れも永高あり又村高より永高の處ハ永高と
 貫高と混雜しく既に當時ハ一事兩名の様ハ心得る輩も多し貫高と云
 ハ右より如く永高の貢數よりハあく田地へ軍役を掛くる名目にて
 仮ハ貫高と名付するあり永高ハ中古年貢と永樂錢にて納め我朝の
 鑛四錢の替ハ永樂一錢と用ひ其項より永高と云儀始り貫高永高ハ
 悉く譯違ひするをあれども後世に至りてハ相紛を當時の貫高村永高
 村何れも詳くあるに既に右杉田村割付口の見出しより貫高割付の事
 と認め高付ハ永高何百何拾貫文此高何程と有りき此を貫高村とも
 永高村とも分らば定めて古代ハ分るる儀ハ有るを認めれども當時より
 ハ支配役人村方よりハ不穿鑿ゆへ紛まぐるごとく相聞ハ當時の貫高村
 永高村何れも何れも不分明あり

一 永高之事

永高の鑿鑿ハ京都將軍の時代其乱打續き鑄錢司の官も名のくあり
 通用の和錢少く依て異國ハ砂金を渡し錢と買求めしめて國用と足せ
 其内明朝の永樂錢勝まて宜く多く渡來し其上又應永年中鑛倉管領
 足利滿兼の時ハ當て相州三寄浦ハ唐船漂着し船中を點檢するに永樂
 錢數拾貫を積しゆへ京都將軍義持ハ訴へしに關東着岸の上ハ滿兼得
 分たぐべしと命ぜりしより之と關東ハ通用を依て東國筋称く永
 樂錢多分なり成り年貢の分ハ多くて永樂錢にて納むべき旨命ぜりし外
 錢四文ハ永樂錢一文の相當を以て通用を故ハ其項の年貢ハ和錢と
 と以て納む然るに永樂錢ハ外錢四文の替りハ公納ハ相立ハ村世上も
 又其價を以て通用を扱其項より石高ハあく往古の遺法より武士の所

領町歩も有て重^{ラモ}貫高^{クニタカ}あり永樂錢通用^ニ成てより田畑反別^ニ永樂の納め高^ヲと直^ニ付今の根取^トと云^レり如く其貫數^ヲと合せて永高^ト唱へ則ち一村の高^ヲ用ひ^テ其時代の檢地^ニも反別^ニ大半小^ク云ひ又小割^も有り又田畑上中下の位^も在^レば永高^トと別^ニ檢地^セして^テ其^レを^レ合^シ上田壹反^又永何程中下^も夫^レ米高^と極^メ畑^も同然^{あり}其永納^込を合せて一村の高^ト此故^ニ永高^も土地^の位^は随^ヒ高下^{あり}て壹貫文^の地所^も廣狭^{あり}て定數^{あり}是^を永別永盛^ふと^レり又高永壹貫文^の納^め五石^と納^め畑方^の直^ニ永樂錢^と納^め若^シ外錢^と以て納^めは^レ永樂壹錢^の代^り他錢^{四文}と納^め其頃^の納^め遣^ひの時節^と年貢^も納^めあり其後米納^り成て五合^指の積^り永壹貫文^の米貳石五斗^代成たり今も永高^の場所^に永別永盛^とり^て遠州^榛

原豊田周智^の三郡三州八名郡^邊の檢地石盛^も有り石高^も有り永帳^も有り^{ども}永高^と用^ひ石高^は永盛^の幾百幾拾^文と掛^寄合せて永高^と永壹貫文^と高五石^代より其高^と後高^と唱^へ諸掛^り物等^の此高^と用^ひ檢地石高^の納所^高と呼^び年貢^の納所^高と納^め畑方^の永盛壹貫文^と幾百文^と納^め東海道^筋尾張^邊の永高^の村^今も交^りあり^り上州^{緑野}郡^{鬼石}村^{三波川}村^ふの無高^無反別^り永高^{あり}鐵倉^の寺社^領尾州^{熱田}宮^ふと朱印^も永高^り上方^筋遠國^のあり^きあり中古石高^始まり^し時^分の永壹貫文^と高拾石^{より}拾五石^{まで}積^りたりと見^へ暇^と定法^もあり慶長^年中伊奈^備前^守檢地^の節^{より}永壹貫文^{より}五石^納めと始^{まり}其後^納相^止り石高^等あり^て右^の引付^を以て永壹貫文^{より}高五石^代の定法^に成たり右^の壹貫^と拾石

よも拾五石より積り定りたる石高ふしと云ハ定めて永高よりいふく
貫高の儀より有べきや既より右より記を杉田村の貫高も當時或石代の勘定
あり又鎌倉の村鑑は延宝二寅年成瀬五左衛門代官の節貫高壹貫石
高壹石八斗七升又ハ壹石八斗八升あどより高付ゆりし村もわづて區
々ハ聞ゆ永高ハ徳川將軍時代より成り五石代より極り當時小物成金等の
正永と高と結ぶも五石代よりいふに往古貫高ハ國々より有たるよしは
今諸國より遺法ゆりべきや遠國の事ハ知らざるも永高ハ関東尾州
邊まで限りたることあるに當世に至りてハ貫高永高混雜して相辨
るもの稀として一事兩名の様は成たり勿論當時の貫高永高とも古ハ鎌
倉時代の仕法こそをふし往古ハ永盛ふどよりいふことあり中古天正以来
の事と見へより古代の譯ハ詳らざるべしといへども當時関東こそ永取

の分ハ永壹貫文と米貳石五斗代より積り田の取米より加へ免幾箇何分何
厘何毛と厘付よりいふに此貳石五斗代といふことハ當時の米相場より一向
引合はるとあるに古代を米の價も賤く永樂錢壹貫文は米五石と
替はると見へ永高壹貫文ハ年貢米五石納めし處中古米納り成り米の
半分米貳石五斗と成たる當りて以て今も郷帳の厘付よりハ畑永壹貫文
と米貳石五斗代より致し尤も百年以来ハ米穀の價貴く成たる故實米
直より米貳石五斗と半分よりいふ壹石貳斗五升代より成る然るに近年
の當りよりいふ壹石代ありてハ實米といひはぐりていふへども古法を
廢せざる定法は相成り依て郷帳五箇年平均の處ハ知行渡し等の節免
の高下と引合はるといふ付壹石貳斗五升代より取米より直り厘付を致
しとことあり

但し厘村といふの高くと取米を除し幾箇何分何厘何毛と免を付
るてり

一反高之事

新田と取立るといふども芝地等と至て悪地と又と池沼等の植出し
堤の外定する所の地等と出水の度毎に押し流す様ある場所又反
別計して檢地取箇を付けて高に入らる田地と反高場といふ右体
地所と高を結びて年貢の外に高役の諸掛りありて取箇の外に高
掛り物と出せり一向仕當り引合を作り入ふし又作徳も有やうと致
せよに至て下免は致さばしその成がたは付高の結びごとく反別
計りて年貢を計り納るてり閑東の池沼等多く反高場間々
り勿論村居等ある本村の持添多し然し一概に村居ありとも去りて

反高といふ一村立たる處も稀といひり先の多分持添あり然しふが
從後追々地馴て高入りも成る地所なれば反高はせは見取場ふし
置き後年地馴たるより相改め高入り致せども前書の如き地處は始
終とも高を結びて故に反高は致さるるなり

一 小以高之事

小以高の名目より小メの儀あり仮令バ高三百石の村あり
上田高メ八拾石中田メ百石下田メ百廿石都合三百石の處より上田の
分を幾口も寄せ付八拾石に成し所を小以高八拾石と認め中田下田
も又同様の寄せ付都合三百石と認めたるをべての内の小メを小以と
りふあり勿論高に限らば米金其外諸品幾口をせし之を内
る所を小以と書て小メといふてり以ハ集り止るの字義を物を集

小以高ハ小メ
義ナリ

政通地力丹後録 卷之二十 小以高出目高

め止めたる義内を小しく集るといふ儀則ち小以上の下畧あり

一 出目高之事

往古の檢地にて仮令バ村高千石の處出入り又ハ何ぞ仔細なりて新
檢に成たる時は於て之と千三百石を打出せば千石の古高より二百
石を出目高と唱ふ又檢地出高ともいふあり上代を六尺五寸竿或ハ四
寸竿のりて壹反三百六拾歩の積りあるは天正文祿の頃の檢地ハ
尺三寸竿に減じ又壹反ハ三百歩と減じ又新檢ハ六尺壹分竿りて二百
歩ありゆへに反別の余計に成るゆへ其上古檢を余歩も格別多
く又ハ山附川添空地等ハ村方を地所切添等もりて旁々地廣に成
居るゆへ新檢よりありてハ孰も村方も増えたり然し年々多分の川欠山
崩或ハ海欠等とて高の内引多く地所減る村方ハ新檢に成て却て

出目高或ハ檢地
古高ト云

高の減るもりたり

一 町反畝歩之事

新檢ハ田畑とも六尺四方を壹歩と云ひ三拾歩を壹畝と云ひ拾畝を壹
反と云ふ即ち三百坪あり又拾反を壹町と云ひ夫より拾町百町千町と
算へ上りあり此町反畝歩を總名反別と唱へ又畝歩ともいふ且つ反別
は石盛其外何品もり物物を割掛るは畝歩をい其まより置き歩
田法三つを割り何畝何歩何厘何毛と分より掛る又田畑を坪と云ふ
は歩を殘置て畝より上り三を兼どれば何方何千坪と歩に成あり
本朝田圃數量の起り前記をこそと
孝徳天皇の御宇田の長さ三拾歩廣さ拾貳歩を段と云ふと云ふは上古ハ
三百六拾歩を以て壹反とし此壹歩ハ六尺四方あり中古に至りて六尺

町反畝歩之
古反別と唱へ
入畝歩ト云フ

上古一歩ハ六尺
四方

五寸四角
六寸四角
六寸四分三寸

改正地高の類

五寸は改り又天正の頃より六尺三寸は成り慶長元和の頃より古く復
して六尺四方を壹歩として京都將軍家の時代は買高始り三百歩を壹反
とし天正文祿の頃石高始り其頃より畝といふ名目起り壹反を拾一
割といふ三拾歩を壹畝と極む豊臣將軍時代までを大半小といふ壹反の
小割といふ壹反三百歩として其三分の二即ち貳百歩を大とし百五拾
歩を半とし三分の一即ち百歩を小といふ依て天正文祿の頃の檢地より
幾反大幾拾歩幾反半幾歩ふと記したる水帳より畝の始まりし以後
大半小の負數ふし儲又今の田は反の字を用ひ古代は段の字を書たり
段の物の限り町も田區の畔埒の字義あり尤も漢土にては田數は歩段
町といふことあり歩畝頃といふ我朝の歩段町は准ど漢土の畝の
本朝の反といふ頃我が町あり今の三拾歩を畝といふことい漢土より

よとあることあり又當世段と反は書替たり正の穿鑿とあるは何の
譯もよく段の字は草書の反といふたより書誤りて轉じたるをいふ
あく用ゆるやうに成行たると見へたり

一 無地高之事

附無地高の類の負高の寺社へ掛る例の事

在来り上中下の反別は石盛を掛て守せ付るとは只今やその割付高を
不足分の高を無地高といふ然るも石盛畝歩たしりある村はあは
ことわり又の作毛の外は桑楮茶添ふと多分りる積り立て米直
し高は結び入るを村高を殖したるもあり是等の類を小物成高と名
目と附るも有り又の無地高と唱ふるも有り尤も無地高を大方高の内
引よある右体四木の類を高は結び入る分り引物といふ立ど割付村

桑楮茶添ふと多分りる積り立て米直
し高は結び入るを村高を殖したるもあり
是等の類を小物成高と名目と附るも有り

改正地高の類

高の脇書何れも無地高と見せぬの記し置き又古検の村方新検
入り何ぞ子細りて石盛直り古代の石盛より新検の石盛位くあり
反別の格別増減もあく高の古高より減じたる処村高減しぐく地
所あるにゆへ石盛違の分を無地高と唱へ高の内引は立るゆり或は
古来より何れも無地高に成たるやも知らば仕来りて村方より知
づる類多し何れも田畑反別は石盛と掛て高の余りたるを都
て無地高あり

一 無地高總村親高とて高の内引に成て居るハ格別村中辨へ高に成り総
百姓へ割合等なる成る負高の寺社高への掛づる例あり近年三州長沢村
洞泉寺同村と負高の儀は出入の節無地高とて負高なる類ハ向
後寺社高へ掛づるやうよとの裁許有たり

一 色高之事

桑漆猪茶青芋クゴ真菰菅ぶの類と空地又ハ畑廻り芋ハ植立てゆ
る分の其品と実へて積り立取米と付け高に結び村高に組入る紙をべ
て色高といふ慶安年中信州の検地帳ハ野千米山手米ふの小物成
高と付て本途高内へ入る色高と記し免五つ取四取もゆる四木高
等ハ其品の名目とゆりし桑高猪高ふの記すもゆり又クゴ真菰菅
等と野高と記すもゆりて唱方の種とあり一体色高といふハ小物成高
の異名の様あるゆりのあり何れも高に結び方の其品の價の高下と考へ
又ハ納め来りたる役米永過を結ぶ米ハ壹石の高或石永あつハ五石替
は積り高入といふことゆり割付郷帳等の記し方を其節の役入の
心よりて色高とも小物成高とも或ハ其品の名目何高入とも記すこと

色高之事
ヨアラハス

と見えり尤も小物成の類と高と結ぶハ村替知行渡一の即物成詰と
 て定納小物成米永は高と附け本途高と結び入ると小物成高と唱る也
 又前書の品々古来より高と入てゐる類の其品と檢地つゝ高入は成
 る慶長年中美濃國檢地帳は桑高楮高何れも拾把と宣束とて高
 三升より五升位を有て一定あり其村桑楮の善惡を以て附しこと
 り也然るども小物成高といふ少しく誤違ひしといへども右信州の小物
 成と高と入きたるは色高と記してあるより區くと相見へ高の名目
 を格別規定もあらず見へたり

野高之事

野高ハ大方山高と類し秣草場等の入會の場所より又ハ持切の原
 或ハ萱立の野方と檢地つゝ反別と付たるも有り無反別の場所は

ても高入より一年貢の其村定免通りは納め又ハ本高の内より拔て
 野高永と別段は納るも有り又前條のクゴ真菰菅高等と野高と唱る
 も有りて色々あり下總國海上郡鉦子ふとの野高のまぐて入會の小松
 粗朶立秣草場等の村高の外より野錢を納るあり

一海高之事

是ハ海嶺の海河附の村方より高と結び水帳に載せ本高同然と年貢
 高掛り物等と動るも有り又水帳に載せぬ村高の外ハ海高何拾何石と
 記して役金銀と納るも有りて古来いつの誤りて高入といふたり
 や知らば村方多し尤も海川附のまぐて海高なるも有りて海高
 の有村をよぐの稀にて一定せば古来よりの仕来りと見へたり勿論上
 古よりのこととを聞えぬのまぐて慶長以後の事あるべし當時海高の

村々も海上の空あるものゆへ何方より何方まで高内と定りたることもあく高は結びし何とて高壹石と極たりや知まじ然し古来極りたる時分の當ふし高は入をまゝ定めて小物成高の様は其所の漁獵或は海草の所務と積り金銀何程上る濱方より付米金銀何程の納めてよと穿鑿と遂て田地同様と見て高は結びたると見へり又濱方より年々所務のるがゆへ高は結び年貢後金銀と納めてもよと心得て請たるありべし然るは田畑の年々種子を下し立毛生をれば未代尽ることなし然まども田畑まゝ流作定らるる地の高は然るべして反高はいつく置く況んや海川の渙獵又は海草の所務より於てまや濱の模様ありあり又は風雨地震等の變災より海川の浅深も違えは魚より魚の活きのあれば已に住し兒処へ至る然るは今日魚の

寄るも明日のたよりあるは海草の非情の物ある共是くても根の尽ることあり種子を下し肥し入を修理を加えて生育する作物より天地の變りて其年よりしては風水旱虫の難あり活きの心任せあるゆへ曾て極りたることあり魚住は海草枯尽たるにたれし手入もあらず海高の其處の負高とあり其村の限り未代までの煩ひあり故に中古より改りて海川と高は結ぶことあり停止とあり當時は何れも大漢の濱場所より役永遠上の格別新規は高入のありたるより尤もこれより下総國海上郡銚子領内の海高の元和の頃より始り又元禄年中私領上知はあり設樂勘左工門代官所の節より始りたる村も有り尤も何れも村高の外より本途より入らば海高拾石より付役承凡を壹貫文程充て納む又村は依て少々の負數不同り且つ古来高入の訳と怨とをとりへども

山高

村方より今知るものふし勿論是より是中での限りも知まば又同所川
附并の村も海高あたるなり越後國蒲原郡信濃川五十嵐川ふとの大
河なりと鯉鱒ホの大漁なりとも海高のふし

一山高之事

村中入會の山なりと山稼をいふは竹山高と請け本途並の年貢を出
しと村高は結び入るあり此山高の結びやうの檢地の節及別を改る
ともふく山稼の助成を見積り納め来る役米其村の免合等を見合せ
高は直と又村より新檢を請け古檢の高は不足なりと古高の減じ
ぐく山稼もいふは付て山高を請る本高は合せおともなり又
々峻岨巖壁等よりふた山を及別をいふと田畑石盛の位は應と
高は結ぶともなり且つ又下く畑山畑ふどり名目と實の畑と

山高

とふく粗粟立木の山なり是等ハ山高といふはとて畑高は入ること
あり

一桑高之事

檢地の節桑畑を高く結ぶと桑三尺繩をいふとして壹束と高三并の積り
よりふく若し短きとたの敷外より積り桑の大木ハ葉をとり取
ることゆへ右の束廻りより准とて見積ることあり桑畑桑の間より夏作
もど仕付るもなり其村の外の畑并は位付の畑へ植付てつる桑と桑
高と別は結び入ると二重高もあるは竹桑高を付て勿論桑の間への作
物を木蔭より出て出来方よりしうづらゆへ檢地の節上畑と下畑と
も下く畑より位付をいふことあり檢地以後地主勝手をして畑を潰
し桑を仕立たるを桑高を附べきことなり尤も畑の廻りを空地と

桑三尺繩
一束より四三并
積り二寸

桑高

仕立るる又ハ山原等の空地ハ仕立るるハ桑高と附てもトラスレシクねども古来より多記とあるその高は結ば右高の當り準と桑年貢と申し付て然るべき東より西あり又刈桑ハ桑性よりしうは分量高高一見へても枝桑やどと多記ゆへ束敷と積るるハ其心得りるべたことあり大木の桑ハ上州利根郡甲州郡内領等より是等の一体地性もよるしうはれり又奥山家等より木のむらむらと伐さば本木枯るるより刈桑よりおしぐさ大木より置き桑を扱きとるともあり桑高の儀ハ古来ハ前件の通りしうはれり近來の檢地等ハ桑高といふことあり又桑に限らば楮茶漆等より畑よりさば檢地の節植物より拍りて土地の位りて石盛を附るるより取極り當時より畑より桑類よりとも植物より構りて外畑並より其土地相應の位付と

りたるゆへ古檢の村ハ格別新檢の村方よりとも桑高等といふ儀ハおぼしきあり

一 楮高之事

楮高と附るる桑高同様と改りて壹束より高五升と積り或ハおき短と三四升より極め其外取計ハ方桑高同様あり尤も桑楮とも民家助成の儀ハ格別勝劣なしといふゆへも桑の葉とも束ね楮の葉の多は枚斗りまらるるものゆへ同し三尺繩よりても正味は多少なり付楮の方ハ高を多くしうはれり是れ畑より分ハ當時の檢地より植物より拍りて地位よりとも石盛を附るることあり

一 抓高之事

田畑無反列りて村高よりりたる處よりりて檢地時代も知まは勿論水帳

抓高

文正七年... 措高抓高

もあく何と以て高を附たりといふ温觴も知まばる処なり是の上古高
反別等もあく一と稻の束数と以て年貢を納め百姓持地も何拾束何
百束ありて田地の取遣も束数とていつて其後買高永高石高等追
始りて諸國檢地なりて處極山中あどて往古を人跡し知まばる場
所等度々の檢地より洩れ或ハ文祿慶長以後開闢の村も遠境片鄙へ
國府へ知まばる村あどなりて後世に至り年貢を納るなりあり百姓
小前銘と持分の高ハ積らば一村一抓とい何百何拾何石と極りた
る村も稀なり是を抓と高といふありやうの村方ハとて定免
て小前の石高ハ多く取米高を銘と持高として諸役并に入夫等と取米
辻は掛に相勤るなり昔し永祿年中江州浅井家の幕下は多羅尾某と
り人人浅井家没落の後同國中賀郡の山中に隱れ始めり村居をふし今

除地高

一除地高之事

多羅尾村とて高八百石余の村なり高なりて無反別則ち抓と高
り尤も抓と高といふを唱へ計りて書物等の名目とを記しる事
あり
除地といふハ朱印地と續を重きこととして寺社境内并は免田畑居屋
敷等無年貢の証書なり又を前々檢地帳外書と除地と記してあり分
を高の有無とも除地とてその外の無年貢地ハ見捨地と唱ふ勿論寺社
領等して高反別なりなりやうと反別なりて高ハ多記なり無高無反
別の場所なり高のなる分ハ除地高と云ひその外ハ只除地と云なり
唱ふるあり村内の墓所屠馬捨場等を除地と心得るりの多し是ハ除地
といふをのりていふく檢地の節繩外の見捨地あり右の外より道川堤

除地高除地高

溝等と検地の時分繩外の見捨より土地所色より何れも水帳外書
に記し置くことなり

一 除高之事

除高といふは寺社境内或は神佛免等と村高に結び高の内引に相立年
貢諸役と勤めゆへ高を除き高といふ又年貢の納め外高掛り物人足等
と差出ゆへ高より仮令へと三百石の村とて貳百五十石を諸役相勤
め五十石を何れ子細ありて年貢の納め諸掛り物をとりと除くと除き
高といふ又の年貢諸役の村並に相勤もとも普請人足等も付て本田を
相勤め新田高の相勤めゆへをとり類もとり其品よりて除くと
除き高といふ除地見捨地といふ誤違ふことなり

一 込高之事

是を私領村等々の節仮令へ高五百石四ツ取の村とて只今もて知行
より居る處此度外の村とて高五百石渡る此村の三ツ五分の村と付
五分だけ最初取来りたる村より物成不足に付五分だけの高と其村内
より又へ他村より五百石の上増してより高とて高といふ勿論
厘の高下計りよりと多く双方の村の小物成高掛り米永物成諸の
高に結び多少を見て物成不足に付高とて渡ると込高といふ仮令に加
増地壹方石相渡ると下免の村多く平均三ツ五分に當らば三ツに當
る物成米三千石より五百石不足ゆへ米五百石だけの村方と別増地
より壹方石の拜領高に壹方貳千石も渡ると貳千石と込高といふをへ
徳川氏時代を三斗五升入百俵高百石と積るに付知行高より三ツ五
分の定法あり私領より家中の物成は多分三ツ五分あるれども四ツ物

成して四斗入すとい四斗貳斗入百俵して百石に極たる家柄も有り或
ハ知行物成の外に高百石に付四人扶持六人扶持充附たる家柄も有り
あり

一 延高之事

是ハ知行渡の節夜令ハ高壹方石物成詰よこねる延高して引替相成
り是よりでの領知ハ三ツ五分取りて物成米三千五百石納りたる所此度
渡りたる領知と四ツ取りて物成米四千石有りて先知より米五百石相
増せども拜領高壹方石の高と減まるこころ成かく物成の増し構ハ
む壹方石相渡すに付増米五百石だけの高千貳百五拾石あり此高の
分を延高と唱ふ然し方石以下の物成詰して村替等も有りて付知行割
掛りりて村方と割合せむ先延高の事なり

但し右延高の仕出し方と先知行の取米三千五百石と當知行の免四
ツりて除るれば高八千七百五拾石に成る壹方石の内右高を引き残
り高千貳百五拾石と出りたり此分を延高といふ
一 物成詰之事

附知行渡し三ツ五分の発り并に永方貫代の事

私領渡しに節新田渡し方并に取箇免上の事

私領渡しに付野山開発心得の事

是を知行渡しに節高百石に付米三斗五斗入百俵の當りて米三拾五
石免して三ツ五分に當るれば私領へ渡さるれば村に夫と免の高
下りて付其村の物成本途并に小物成米永郷帳組の分を打込高
百石三ツ五分に當るやうに割合三ツ五分より高免の村方なれば又下

一 物成詰之事
一 附知行渡し三ツ五分の発り并に永方貫代の事
一 私領渡しに節新田渡し方并に取箇免上の事
一 私領渡しに付野山開発心得の事

免の村と差加へ高より拘りて物成りて増減りて人物成詰と云
 然し拜領高千石の物成四百石有り免四ツ二當るとして三ツ五分二當る
 やう二千石の高と減省して渡まるといふは、この二村三ツ五分二
 當るべき村方と相糺し割合て相渡を有り又千石の村下免して三ツ五
 分の物成不足るは、外村にて不足たけの米二當るやう二千石の上
 二高を増し込高よりして、是ハ新知の二村、或ハ村替等、分ハ
 三ツ五分二拘りて、只今も納め来る本途小物成の石数を以て引替
 双方の村方本途小物成と打込で物成詰りて引替るあり又古来の万石
 以下計り物成詰りて万石以上を物成二拘りて石高より引替るより
 然る処何もの頃より、や近來万石以上ハ村替加増地等の物成詰り成
 たり夫ハ國替所替等の節ハ物成詰りあるは有高より引替るやハ國替

よと甚だ損益有り或ハ万石以上以下とも加増地ハ三ツ五分より高免
 二當る村方渡るも有りて其時の振合よとるは、或ハ又不首尾より領
 知の内壹万石より七千貳万石より引替地等もあるは、是又物成詰
 りて石高より引替るも有り借又万石以下の役入知行より、或ハ
 勤役中の二截前取と願ふて引替るとは、是ハその知行千石の物成或
 ツ五分三ツ位二當るといふは、或ハ截前よといハ百石百俵の積りより千
 俵渡りて村三ツ五分二當るや、或ハの類ハ物成詰りよとあるは、或ハ
 知行渡しの後古來と役格より、物成の多少有り永方の永壹貫文と
 米壹石或斗五升代も積り米より直し厘と付来りたる処享保七寅年より
 厘ハ三ツ五分の勘定より定り永壹貫文米壹石二積り三ツ五分より渡
 りやうも成たる処又元文元辰年より古來の如く永壹石貳斗五升

改正地方凡例 卷之二下

三六

代の積り厘の三ツ五分にて渡をこころに成たり

但し小物成永方物成詰りのくは節の永壹貫文米壹石貳斗五升替
にて米直し免を付り右物成詰りある小物成の儀ハ米永と心
定納物にて郷帳外書とせねあら分と組入る然まじく諸運上請負
人等所りて年季物と増減あり又ハ分一類とて年々増減の浮
役のたると郷帳組と有とも物成詰りのちあどして然の上とを除く
又私領前との仕来りて定納物のる郷帳割付等と書き載せたる
分所ること心所り畢竟ハ不案内ゆへ付若し知行替等ゆ節の
らやりの類ハ其掛りへ問ゆ郷帳組入を差出るところしうぐべ
たことあり

物成詰りの儀ハ付享保年中吟味後廿六郎左工門より差出たりし

書面并に附卷左のごとし

一新知井は市加増下さねり砌知行割付仕り節の儀ハ格式にて物
成厘付の高下前より例を以て由勘定所りて割合仕来りゆへ共
知行被下儀を役儀の格を以て物成積りの多少の差別を成るべ
たかり由坐あく自今ハ三ツ五分は相極め被下りて然るべく奉存ハ
畑方永取の分壹貫文と米壹石貳斗五升代の積りも以て厘付の
来りゆへども自今壹貫替の積りも割合然るべく奉存以上

附紙

金壹兩は付米壹石は積り儀ハ前より由勘定所の法は候間時
の相場は拘り申さば壹貫代を以て米は積り来りゆへとも知行
割計りハ本文の通り仕来りゆへ

一古米より私領渡しの際高百石内の新田へ込高より渡し百石以上の
新田を本高より入ると渡すの定法あり然る先年間部若狭守越前國
替の節五万石の内五石七石程の小さ新田とわたり此分り本高と結ば
入る五万石の高と合せ渡し國替に成たり間部は限りて所謂入りし
事とや又古来の渡し方改りたるもや向後の右の類の下知を得と取計
ふへまゝなり

一代官より私領へ知行を渡す村方と私領へ受取たる上物成の儀料所の
取箇より私領を免とせ取るの定格のより享保年中代官辻六郎
左衛門覺書よりありてあり此儀私領よりありたるも無体より上と
儀よりありたるも料所の廣大あるもゆへ取箇も緩く私領より
ありてを領主地頭の所領小きも付て物成と上げてり若しうとありと

一見たり然るも其村に是れでの取箇の強弱よりよりまゝの舊地
村に比べ強弱を見合せ勘辨の上免合を進むべきなり賦税を寛
くするを仁政の根元ありとも卒忽より引上げたるをたゞ
一地方功者ある人の書より料所野錢山錢等を納る場所と百姓の勝手と
田畑より一開發より一度願ひ出るとたの高入よりあるべき場所の格
別にもある場所の見取場より差置くべき体の処を存し野錢山錢と
見取米永と差引で見取の方格別益よりあるとも開發は然るも其
詮を知行渡しの際野錢山錢の物成詰りて高と結び相渡し見取より
高外より渡すの當時少しの益のやうあるも知行渡しの際の不
益よりあるも付容易に開發を然るもと記されたりと
いふ是等の國政は攜りたる心よりその瑣細の了簡あり官料ととも

一見たり然るも其村に是れでの取箇の強弱よりよりまゝの舊地

私領もとも區別なきまことなるに於て當時の私領なりとも又料所も成
時節の是ハ天下の田畑の殖るるといハ始終の國益あり諸侯より以下何
まも 王臣あれど下との不為あるは亦たやう政事を取扱ふことを仁政
とも憐愍とも云ふべきあるは當前官の利益に入見ゆをば私領并に民
家の不勝手もありても構はゆるやうある見識うことを仮令地方功者と
いふとも不仁の至りと云べし

一四一高之事

四一高の國より高よりをゆくは奥州方今五國伊達守多國盤城信夫代
目の三郡より用ひ此高より仕出を夫錢七百文替出目と云て高掛り小物
成りゆく其年の取米を以て持へたる高あり依て年々不同なり郷帳
より右小物成の肩書より四一高と記し置くと云て右二品の納め物ハ

餘國より関及び伊達守多國盤城信夫代 三郡の七石代の場所ゆへ
年貢納め高地國他郡は稀ある安石代あれば取米よりくる大違ある小
物成と見えたり

但し四一高の仕出し方の本途見取総取米を四一より除し位を一位
上げく四一高と呼ぶ仮令が取米千石を四一より除まれば貳百四拾
三石九斗貳合四勺貳才と成る是を一位上げく貳千四百三拾九石貳
斗四合貳勺と見て四一高とりのあり

一四一高の発りハ其説區々りて詳々し知るものあり一説は右高は掛
る夫錢の姓古より引付の高掛りゆへ古来の四ツ一分の定免あり
よとて付四ツ一分の厘を以て當時の取米を除きれば古来の高はあり
ゆへは古高百石より引付の夫錢永六百文充掛る為め四一より本途取米

と除し古高を拵へるとりふ右より如く四一にて除し一位上げく四一高よりいふと見く四ツ一分の免りて古高を仕出を方の當と見えたり然るに何きの頃より見取米を加へ當時ハ本途見取総取米と四一にて除し見取ハ高外の物るは古高返りて前書の通り本途計りの善あり當時見取米を加へると不審あり若し何きの頃誤りて見取米を加へ其後引付成るも知まじ

但し高免と兼ねば取米出る取米を免りて除ねば高よりあり

又一説は長谷川庄五郎といふもの考察は四一高といふの本途見取総取米と四斗壹升俵は直したる俵数にて知行物成等百石百俵の積りて一俵と一石と見たるにあり夫錢ハ則ち俵掛あり勿論取米は

掛る品あり俵は直さぬとも取米壹石夫錢何程と掛ても濟たるとと俵は直したる課の七百文替出目といふ掛り物あり是ハ本途見取米と口永と加へ夫は右の高掛り夫錢并は足前枅木役といふ定納小物成永とも三口と加へ去べて永は出目永と掛るとは物成米壹俵は永拾文充諸掛り入用と免し残り永と元永といふ出目永と掛り取立る右壹俵當りの諸入用と引よと俵は直さぬとて成がたれ一付一同は俵は直し置き夫錢は俵掛りといふたるとのころ何きも後人の評りて往古其濫觴ハ如何あると古老の役人又ハ邑里の父老も知る者ふし然るに四ツ一分の免りて古高を仕出を見る方理近うべし四斗壹升俵は直し壹俵は永拾文ツ、諸入用の為め免るといふも其謂を分て難し四一高百石と永壹買文の位と見て引落し残りて元永は立

ることを何故引落すや意味知るゆへ長谷川氏の考へは諸
掛りの入用は壹俵は永拾文充と免しと跡と元永は立るとの案ありん
し両説孰まは是非と極めりて猶又夫錢足前概不役七百文替出旨の
儀の末の條下より

一、廿貫百石之事

附永の四割高の貳割替高五石替之事

上方関東物成寄合差之事

廿貫百石といふ法の古来より定りゆりて永高廿貫文の石高百石は對
を今永高の村並は小物成永等と高は結ぶは永壹貫文高五石替の定法
ありたるも古来廿貫百石より發せたり又永の四割替といふは永高
は買石高百石の田畑五ツ成りて取米五拾石あり貳拾貫文と四ツ除

をば取米五拾石と得る四除より以て永の四割替と云ひ高の貳割替
といふは高百石と云ふ除く取米五拾石と得二除より以て高の貳
割替といふより永高廿貫文石高百石の取米五ツ取より米五拾石と
永高廿貫文より除くは永壹貫文は米貳石五斗とある取米五拾石永
廿貫文は對用して永拾貫文米廿五石は當り高百石の米も五ツ取して
五拾石永貳拾貫文は對用するゆへ米貳石五斗永壹貫文は當ること割
合の関東貳石五斗代の發端あり又貳拾貫文と法より永と除くは
石高と得る永は高五石と乘しとも同じことなり猶貳石五斗代壹
石貳斗五升代のことを末の條下より詳しなり即ち貳拾貫百石の算法
左のごとし

一、永高廿貫文

何村

此取米五拾石 但し貳石五斗代

永高拾貫文 田方 但し貳石五斗替

此取米廿五石 但し貳石五斗替

内 永高拾貫文 畑方 但し石同断

此取米廿五石

此永拾貫文

一高百石 右村 但し高免五ツ

此取米五拾石 但し高免五ツ

高五拾石 田方 但し免五ツ

内 此取米廿五石

高五拾石

此取永拾貫文 畑方 但し同免 但し貳石五斗代

此米廿五石

右の高と結ぶ法よりして田畑六分違とつゝ下の根元あり

一永壹貫文と高五石と替るの発りの相州三州邊永高の村田畑千坪と

永高壹貫文に當て右千坪と田法三よりして除るは三反三畝拾歩と成る

是へ拾五の石盛と乗して高五石と成る是檢地の法よりして凡を壹坪壹并

毛の積りと以て壹反の畝三石五合摺よりして米壹石五斗とある則ち十

五の盛あり是と乗して永壹貫文高五石と代るなり

一國の所より由て種々ある石代の法ありと元米土地の善惡諸穀價の高

下より発まり又軍役騎馬積りある國々遠近より運送の長短等より

て知行物成と積りたると見えざる其故の上方知行と奥州方今五國仙

臺前知行とい一倍違といふより上方を廿貫百石仙臺の拾貫百石と積り上方知行百石仙臺知行貳百石と對用を然るに上方關東の永の四割替高の貳割替仙臺の永の五割替高の貳割替と知るべし仙臺に限らむ出羽方今二國奥州前如し越後より九州等の片郵速境も此意を以て知行渡し石代等のとい勘辨ありべし

一 田畑六分違之事

附一五の法発の事

田畑六分違といふは石盛取米とも田畑の勝劣を以て位を分ちたる古法あり石盛を末の箇條に記をささく田畑とも上中下二ツ劣りして田畑の對用をるると上畑の石盛を中田の盛と同然と云ひ傳へる中田の石盛を直上畑は用ゆるとい得るハ誤りあり中田の盛と同様は以

たとい仮石盛して夫は田畑六分違の六と兼くと則ち上畑の實石盛と成る假令の上田十二中田十下田八下と田六あるが上畑は中田の盛拾一六分違の六と兼くと六の盛もある夫より中下下くと二ツ下りよ石盛を附べたるなる近年ハ六分違の古法を考へざるもや大概上畑を下田の石盛と對用をるやうに付るに檢地の法のやうに成たり六分違しとて中田は上畑を四分劣りある処下田の石盛を直上田は用をる中田は貳分劣りも當る直は用る多うが下と田の盛は對用をることあり六分違の法左に記を

一 上田壹反歩

此分米壹石貳斗

此取米四斗八升

但し石盛拾貳

高五五ツ 實重四ツ

是を石盛の極るくは坪刈をいへる壹坪は壹升毛壹反三百坪の
叔三石の内二割を引た貳石四斗と成る之を五合指して米
壹石貳斗の内是拾貳の盛あり五分五分の取とて米六斗の内を
まゝ貳割引き四斗八升の反取と成る五分取の内を貳割引ハ四
公六氏の積りあり高結ぶるも貳割引き取を付るも貳割引
ま都合四割の引よゆんこと古法あり五取と記をハ空厘して
實ハ四取あり上方関東とも斯の如く反取を四除して石盛と知
るるなり

一中田壹反歩

此分米壹石

此取米四斗

但し石盛拾
実厘四ツ

一下田壹反歩

此分米八斗

此取米三斗貳升

小以高三石

此取米壹石貳斗

但し石盛八ツ
実厘同断
平均石盛拾と當り
平均五ツ取
実厘四ツ

一上畑壹反歩

此分米壹石

此取米四斗

此永百六拾文

反石盛拾
但し石盛拾
高五ツ
実厘四ツ
但し貳石五斗替

一中畑壹反歩

此分米八斗

右同断

此取米三斗貳升
此永百廿八文

但し石盛八ツ
厘右は同し
但し右は同し

一下畑壹反歩

此分米六斗

右同断

此取米貳斗四升

但し石盛六ツ
厘右は同し
但し右は同し

此永九拾六文

小以高貳石四斗

平均八ツ

此取米九斗六升

高は五ツ
実厘四ツ
但し貳石五斗替

此永三百八拾四文

田畑合高五石四斗

此取米貳石壹斗六升

実免四ツ

内 米壹石貳斗 田取米
米九斗六升 畑取米

此永三百八拾四文

但し貳石五斗替

右畑分の反石盛田畑同免畑米ハタケハ貳石五斗代反直段カチ子を以て取永トリキを極め田
を実米畑トシの虚米チヨマイあり六分違チガひして畑石盛并ハタケは畑実米直段チヤクを左ヒダリに記す
依て石盛下ヨソるゆへ高タカい減ゲをねども取米ハ減ゲをたゞとふし畑ハタケの米コメは
此ののふれハ米の反取ヒキのゆへまき謂イハふし然シカまども免ムを付ツるこハ米
あくとを成ナぐるゆへまき謂イハふし然シカまども免ムを付ツるこハ米
付ツたるものあり

田上中下右同断
小以高三石

此取米壹石貳斗

上畑壹反歩

此分米六斗

此取米貳斗四升

此永百六拾文

中田石盛拾六分違

但し石盛六ツ

但し免四ツ

但し壹石貳斗替

是と仮石盛へ中田并に拾六分違の六を兼し実石盛六ツと
得る実厘四ツの免を兼して取米貳斗四升とある六分違ひの
法壹五として除し取永を得る又壹五の法とつゝを貳石五斗の
直段は六分違ひを兼して実米壹石五斗とある則ち米の實直
段より又仮及取四斗は六を兼して貳斗四升の及取米を得
る中下何色も同断あり

中畑壹反歩

此分米四斗八升

此取米壹斗九升貳合

此永百廿八文

下田石盛八分六分違

但し石盛四八

但し免石と同し

但し直段右と同し

下畑壹反歩

此分米三斗六升

此取米壹斗四升四合

此永九拾六文

下田石盛六分六分違

但し石盛三六

但し免右と同し

但し直段右と同し

小以高壹石四斗四升

此取米五斗七升六合

此永三百八拾四文

但し免四ツ

但し壹石五斗替

田畑高合四石四斗四升

此取米壹石七斗七升六合

免四ツ

内 米壹石貳斗

田取米

米五斗七升六合

畑取米

此永三百八拾四文

但し壹石五斗替

右の通り六分違の法を以て石壹斗直して取米永と相違あり

一田畑六分違が一五の法といふと高百石五取田畑取分より幾らなり

仮令ど

高百石

此取米五拾石

高五ツ取

内 米廿五石

田方

米廿五石

畑方

此水米十五石

但し田畑等分より取分たる米あり

術より曰高百石より免五ツと兼じて取米五拾石を得る田畑を半分と
に分け畑米貳拾五石とあるこれより六分違ひの六を兼じて水米拾五石
と得る是と畑の実取米あり又永高貳拾貫百石の積りを以てこれと
たを永拾貫文と高五拾石あり此取米五斗成りて米貳拾五石より六分
を兼ねば拾五石とある永拾貫文と對するゆへ金壹兩より付米壹石五
斗替りこれより依て畑取米高を一五と除きれば畑取永を得るゆへ
壹五の法を用ひてこれより是則ち畑永の實直段あり永壹貫文と貳
石五斗代り替るへ田畑等分同取より高厘を見る仮直段より壹石五
斗へ實直段あり之より依て實米壹石五斗を仮直段貳石五斗より除き

ど六で得る是を田畑六分違ひの発端あり其訣と貳石五斗ハ田畑同
免等分の直段より壹石五斗ハ畑をよりりの直段あり又壹石五斗ハ貳
石五斗の六分は當るゆへ田畑取米の六分違ひといふなり

一厘附八之法之事

厘附八之法といハハ二割半の法よりて此八の法を用ゆること仮令へ
を田畑高百石五の免より取米五拾石等分して田米貳拾五石畑米貳拾
五石より六分違ひを兼じ実米拾五石とある田畑合せて四拾石あり寺分
の取五拾石の内是を引き残り拾石と實を置き四拾石と法よりて除け
を貳割半より得る元の一と加へ一二五と法よりて一と除きねハ
八と得る之を依て八の法を用ゆるなり又高厘と見るとハ田取米貳
拾五石は畑取米拾貫文へ一五の法よりて此米拾五石と加へ四拾石と成

る是を八より除きねハ田畑取米五拾石と成る是を高くして除きねハ
を厘と得る是を水方貳石五斗代五ツ取の法あり又畑水より貳石五斗
と兼じ米よりて田米を加へても五拾石と成あり



改正補訂地方凡例卷之二

改正補訂地方凡例卷之二 畢

Vertical text in the center of the right page, mostly illegible due to fading. Some characters are visible, including '地方' and '凡例'.

